

# 千葉県報

定例  
令和8年3月31日

## 目次

○	告示	一
○	調理師法に基づく調理師試験の実施に関する事務の委任	
○	母子保健法に基づく指定養育医療機関の名称、開設者の住所及び診療科名の変更	一
○	国土調査の成果の認証	二
○	都市計画道路事業の認可	二
○	都市計画道路事業の事業計画の変更認可（九件）	二
○	道路区域の変更（三件）	四
○	道路の供用開始	五
○	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可	五
○	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（三件）	五
○	公安委員会告示	六
○	指定講習機関の変更の届出	六
○	企業局告示	六
○	平成三十一年千葉県企業局告示第一号の一部を改正する告示	六
○	公告	七
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	七
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（十件）	七
○	特定開発行為の対策工事等の完了	二
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	二
○	都市計画高度地域の関係図書の縦覧	二
○	都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧	二
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧（二件）	二
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	三
○	特定調達公告	三
○	入札公告	三
○	落札者等の公告	三
○	その他	三
○	環境影響評価書の作成及び縦覧	三

## 告示

### 千葉県告示第六十一号

調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条の二第二項の規定により、次のとおり指定試験機関に調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 指定試験機関の名称 公益社団法人調理技術技能センター
- 二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号
- 三 指定試験機関に行わせることとした試験事務の範囲 試験事務の全部
- 四 試験事務を行わせることとした年月日 令和八年四月一日

### 千葉県告示第六十二号

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条の規定により、指定養育医療機関の名称、開設者の名称、開設者の住所及び診療科名の変更について次のとおり届出があった。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 指定養育医療機関の名称  
変更前 東京歯科大学市川総合病院  
変更後 国際医療福祉大学市川総合病院  
所在地 市川市菅野五丁目一一番地一三
- 二 開設者の名称  
変更前 学校法人東京歯科大学  
変更後 学校法人国際医療福祉大学  
開設者の住所 東京都千代田区神田三崎町二丁目九番一八号
- 三 変更後 栃木県大田原市北金丸字上ノ原二、六〇〇番一
- 四 診療科名  
変更前 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、腎臓内科、呼吸器外科

変更後 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、腎臓内科、呼吸器外科、頭頸部外科、救急科

六 変更年月日  
令和八年四月一日

千葉県告示第百六十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年三月三十一日次のおり国土調査の成果を認証した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 いすみ市	調査を行った期間 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	成果の名称 いすみ市（岬町和泉及び岬町江場土の各一部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土の各一部の区域
--------------------	------------------------------------	---	------------------------------------

千葉県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第五十九条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
船橋市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
船橋都市計画道路事業三・四・二七号前原東飯山満町線ほか一線
- 三 事業施行期間  
令和八年三月三十一日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 船橋市前原東二丁目、前原東三丁目及び前原東四丁目地内  
使用の部分 なし

千葉県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業及び市原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市及び市原市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・二・七号浜野町村田町線

千葉都市計画道路事業三・三・八号村田町線

市原都市計画道路事業三・三・六号八幡椎津線

三 事業施行期間

平成七年五月三十日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

千葉県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
千葉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・四三号磯辺茂呂町線
- 三 事業施行期間  
平成十八年十一月二十四日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

千葉県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画道路事業三・四・二二号西浦藤原町線</p> <p>三 事業施行期間 平成三年三月十九日から令和十五年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p><b>千葉県告示第百六十八号</b></p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和八年三月三十一日</p>	<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画道路事業三・四・二七号前原東飯山満町線ほか一線</p> <p>三 事業施行期間 平成八年十月十一日から令和十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p><b>千葉県告示第百六十九号</b></p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和八年三月三十一日</p>	<p>一 施行者の名称 松戸市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 松戸都市計画道路事業三・三・七号横須賀紙敷線</p> <p>三 事業施行期間 平成三十年三月二十七日から令和十四年三月三十一日まで</p>
<p><b>千葉県告示第百七十一号</b></p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和八年三月三十一日</p>	<p>一 施行者の名称 柏市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 柏都市計画道路事業七・五・三号元町通り線 柏都市計画道路事業七・六・四号中通り線</p> <p>三 事業施行期間 平成十四年二月八日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p><b>千葉県告示第百七十二号</b></p>	<p>一 施行者の名称 佐倉市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 佐倉都市計画道路事業三・四・五号井野酒々井線ほか一線</p> <p>三 事業施行期間 平成七年九月二十九日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
柏市

二 都市計画事業の種類及び名称  
柏都市計画道路事業三・四・六号豊四季宿連寺線

三 事業施行期間  
平成十七年一月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

千葉県告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、市原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
市原市

二 都市計画事業の種類及び名称  
市原都市計画道路事業三・三・六号八幡椎津線

三 事業施行期間  
平成二十七年三月二十四日から令和十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

千葉県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 四百六十四号

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
成田市下金山 字一区八四九 番一地从先から 和田字居下一 九番一地从先 まで	前 後	一九・四五メートルから 一七二・〇〇メートルま で 二八・四五メートルから 五二・三八メートルまで	二九七・〇〇メートル 二九七・〇〇メートル
成田市東金山 字広路三三二 番三地从先から 三三一番地先 まで	前 後	二二・六〇メートルから 四一・九二メートルまで 二二・六〇メートルから 四一・九二メートルまで	三〇・七五メートル 三〇・七五メートル

千葉県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和八年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道  
二 路線名 銚子海上線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
旭市岩井字番 匠山一、七九 〇番一地从先 から字藪底一七 五番一地从先 まで	前A 後B	五・五〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	一、六四六・三七 メートル	A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。
旭市岩井字番	B	一三・六二メートルから	二、三六四・四七	

匠山一、七九〇番一地先から清滝字椎名内七〇番一地先まで		九八・四〇メートルまで	メートル
旭市岩井字番匠山一、七九〇番一地先から清滝字椎名内七〇番一地先まで	後B	一三・六二メートルから九八・四〇メートルまで	二、三六四・四七メートル

**千葉県告示第七十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、令和八年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道			
二 路線名 市原天津小湊線			
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	変更の前後別	敷地の幅員	延長
市原市田淵字塚下一、二一七番一地先から字兎沢一、二〇六番一地先まで	前 後	二二・七二メートルから五一・八七メートルまで 一六・三四メートルから四一・九〇メートルまで	一一八・〇九メートル 一一八・〇九メートル

**千葉県告示第七十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年三月三十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和八年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月三十一日	千葉県知事 熊谷 俊人
路線名	供用開始の区間
一般国道四百六十五号	君津市蔵玉字丈六一、三〇六番三地先から字安郷沢一、二八八番一地先まで

**千葉県告示第七十八号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、四街道市鹿渡南部土地区画整理組合の定款及び事業計画（設計の概要、事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称  
四街道市鹿渡南部土地区画整理組合
- 二 事務所所在地  
四街道市鹿渡五九九番一（二二街区）
- 三 設立認可の年月日  
平成十三年四月三日
- 四 変更の内容  
事業施行期間  
変更前 平成十三年四月三日から令和八年三月三十一日まで  
変更後 平成十三年四月三日から令和十二年三月三十一日まで  
変更認可の年月日  
令和八年三月三十一日
- 五

**千葉県告示第七十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
船橋市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
船橋都市計画下水道事業船橋市第七号公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十七年八月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地  
 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

千葉県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画  
 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
 船橋市

二 都市計画事業の種類及び名称  
 船橋都市計画下水道事業船橋市第九号公共下水道

三 事業施行期間  
 平成四年三月十日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地  
 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

千葉県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浦安市計画  
 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
 浦安市

二 都市計画事業の種類及び名称  
 浦安市計画下水道事業浦安市第一号公共下水道

三 事業施行期間  
 昭和五十年九月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地  
 収用の部分 昭和五十年千葉県告示第七百五十五号、昭和五十五年千葉県告示第二  
 四十八号、昭和五十八年千葉県告示第四百八十四号、昭和六十二年千葉県  
 告示第百八十二号、昭和六十二年千葉県告示第九百十三号、平成元年千  
 葉県告示第六百八十八号、平成二年千葉県告示第七百五十九号、平成五年  
 千葉県告示第三百十六号、平成七年千葉県告示第七百十六号、平成九年千

葉県告示第二百七十号、平成十年千葉県告示第七百四十号、平成十四年千  
 葉県告示第三百九十二号、平成二十年千葉県告示第三百十七号、平成二十  
 三年千葉県告示第二百八十二号、平成二十八年千葉県告示第二百三十五  
 号、平成三十一年千葉県告示第九十八号、令和六年千葉県告示第八十号及  
 び令和七年千葉県告示第六十四号の事業地に浦安市舞浜二丁目の一部の  
 区域を加えた区域  
 使用の部分 昭和五十年千葉県告示第七百五十五号、昭和五十五年千葉県告示第二  
 四十八号、昭和五十八年千葉県告示第四百八十四号、昭和六十二年千葉県  
 告示第二百八十二号、昭和六十二年千葉県告示第九百十三号、平成元年千  
 葉県告示第六百八十八号、平成二年千葉県告示第七百五十九号、平成五年  
 千葉県告示第三百十六号、平成七年千葉県告示第七百十六号、平成九年千  
 葉県告示第二百七十号、平成十年千葉県告示第七百四十号、平成十四年千  
 葉県告示第三百九十二号、平成二十年千葉県告示第三百十七号、平成二十  
 三年千葉県告示第二百八十二号、平成二十八年千葉県告示第二百三十五  
 号、平成三十一年千葉県告示第九十八号、令和六年千葉県告示第八十号及  
 び令和七年千葉県告示第六十四号の事業地のうち浦安市舞浜二丁目地内  
 において事業地を変更する。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習  
 機関について次のとおり変更届があった。  
 令和8年3月31日

千葉県公安委員長 寺嶋 哲生

特定講習の種類別	指定講習機関の名称	変更に係る事項			変更年月日
原付免許に係る初心 運転者講習	京葉自動車教習 所	代表 者の 氏名	変更前	稲葉 宗和 森井 達哉	令和5年9 月1日

企業局告示

千葉県企業局告示第1号

平成三十一年千葉県企業局告示第一号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指  
 定）の一部を次のように改正する。  
 なお、この告示は、令和八年四月一日から施行する。  
 令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

二の表中株式会社京葉銀行の項及び館山信用金庫の項を削り、株式会社みずほ銀行の項中「千葉県企業局」を「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業」に改め、名称の項の次に次のように加える。

株式会社京葉銀行	千葉県企業局の業務に係る公金の収納の事務の一部
館山信用金庫	〃

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。  
 その届出及び添付書類は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス東金押堀店  
 東金市押堀字能代一八番ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号  
 ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
  - 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和八年十一月十二日
  - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、四三五平方メートル
  - 5 駐車場の収容台数  
 五五台

6 駐車場の収容台数  
 一〇台

7 荷さばき施設の面積  
 九五平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量  
 一四立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時五十分  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯

10 午前八時三十分から午後十時まで  
 駐車場の自動車の出入口の数

11 駐車の自動車の出入口の数  
 一か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日  
 令和八年三月十一日

三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
 その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 テラスモール松戸  
 松戸市八ヶ崎二丁目八番地一ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也  
 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
  - 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

<p>サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか      東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等      サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか      東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか</p> <p>5 変更年月日      令和八年二月一日ほか</p> <p>二 届出年月日      令和八年二月四日</p> <p>三 縦覧場所      千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地      ベイシア野田さくらの里店      野田市桜の里二丁目一番</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等      株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁      群馬県前橋市亀里町九〇〇番地</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称      (仮称) ベイシア野田さくらの里店</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称      ベイシア野田さくらの里店</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等      株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等      株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁</p>
<p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等      株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄ほか      群馬県前橋市亀里町九〇〇番地ほか</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等      株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁ほか      群馬県前橋市亀里町九〇〇番地ほか</p> <p>9 変更年月日      (一) 大規模小売店舗の名称      令和七年四月一日      (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等      令和四年七月四日      (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等      令和六年十一月二十二日ほか</p> <p>二 届出年月日      令和八年一月二十一日</p> <p>三 縦覧場所      千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工観光課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地      ワンダーレックス野田桜の里店      野田市桜の里二丁目二番一</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等      株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁      群馬県前橋市亀里町九〇〇番地</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称      (仮称) ベイシアワールドスポーツ野田さくらの里店</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出      大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。      その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。      なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。      令和八年三月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>

<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 ワンダーレックス野田桜の里店</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘 群馬県前橋市亀里町九〇〇番地</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 REXT Holdings株式会社 代表取締役 塩田徹 東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号</p> <p>9 変更年月日</p> <p>(一) 大規模小売店舗の名称 令和三年八月二十六日</p> <p>(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和四年七月四日</p> <p>(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成二十八年十月三十一日及び同年十一月七日</p> <p>二 届出年月日 令和八年一月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和八年三月三十一日</p> <p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 COTE流山おおたかの森 千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>2 流山市おおたかの森西一丁目一五番地三 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔ほか</p> <p>5 変更年月日 令和三年四月一日及び令和七年三月一日</p> <p>二 届出年月日 令和八年一月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和八年三月三十一日</p> <p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 流山おおたかの森S・CFAPS 流山市おおたかの森南一丁目二番地三ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐 東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社良品計画 代表取締役 堂前宣夫ほか 東京都豊島区東池袋四丁目二六番三号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社良品計画 代表取締役 清水智ほか</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
---	---

東京都文京区後楽二丁目五番一号ほか  
変更年月日  
令和七年十月十日ほか

二 届出年月日  
令和八年一月二十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

流山おおたかの森S・C

流山市おおたかの森南一丁目五番地四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか

大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか

大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

5 変更年月日

令和七年十月十七日ほか

二 届出年月日

令和八年一月二十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア流山駒木店

流山市駒木字番割五二三番二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)ベイシア流山駒木店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

ベイシア流山駒木店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和七年四月一日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年七月四日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和四年七月四日

二 届出年月日

令和八年一月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン長浦店

袖ヶ浦市長浦駅前一丁目七番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
イオンリテールストア株式会社 代表取締役 井出武美ほか

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

5 変更年月日

令和七年八月三十一日ほか

二 届出年月日

令和八年三月十三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び袖ヶ浦市環境経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コストコホールセール千葉ニュータウン倉庫店

印西市泉野三丁目一、一八六番地四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント

木更津市瓜倉三六一番地(金田西二街区二画地)

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント

木更津市瓜倉三六一番地(金田西二街区二画地)

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
令和七年九月九日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
令和四年八月一日及び令和七年九月九日

二 届出年月日

令和八年三月三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン長浦店

袖ヶ浦市長浦駅前一丁目七番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一

3 変更前の駐車場の位置及び収容台数

五七三台

4 変更後の駐車場の位置及び収容台数

三七七台

5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

九か所

6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

八か所

7 変更年月日

令和八年十一月十四日

二 届出年月日

令和八年三月十三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び袖ヶ浦市環境経済部商工観光課

特定開発行為の対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第二項の規定により、次の特定開発行為の対策工事等が完了したので、検査済証を交付した。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 対策工事等を完了した開発区域に含まれる地域の名称

船橋市西船五丁目三一五番五の一部及び三一五番一三から三一五番一八まで

二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

松戸市西馬橋幸町五二番地 ポラスガーデンヒルズ株式会社 代表取締役 石井克利

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和八年三月三十一日柏市の変更に係る柏都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和八年三月三十一日柏市の変更に係る柏都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

令和八年三月三十一日東金市の変更に係る東金都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和八年三月三十一日柏市の変更に係る柏都市計画地区計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧  
 令和八年三月三十一日柏市の変更に係る柏都市計画地区計画柏の葉医療・研究開発地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧  
 令和八年三月三十一日柏市の変更に係る柏都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告  
 別冊のとおり一般競争入札に付する。  
 令和8年3月31日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告  
 別冊のとおり落札者等について公告する。  
 令和8年3月31日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

そ の 他

環境影響評価書の作成及び縦覧  
 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第四十一条第三項の規定により読み替えて適用される同条例第二十四条第二項の規定により、廃棄物焼却等施設の新設（（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業）に係る環境影響評価書を作成した。  
 その都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所

在り、都市計画対象事業の名称、種類及び規模、都市計画対象事業実施区域、関係地域の範囲並びに環境影響評価書及びこれを要約した書類の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。  
 令和八年三月三十一日  
 東金市長 鹿間 陸郎

一 都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 都市計画決定権者の名称  
 東金市

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東金市外三市町清掃組合 管理者 鹿間陸郎 東金市三ヶ尻三四〇番地

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業 廃棄物焼却等施設の新設

一日当たりの処理能力百二十五トン

三 都市計画対象事業実施区域

東金市上武射田字出戸及び字古谷の各一部

四 関係地域の範囲

東金市及び山武市並びに山武郡九十九里町

五 環境影響評価書及びこれを要約した書類の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
千葉県環境生活部環境政策課	令和八年三月三十一日から四月十四日まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで
東金市都市建設部都市整備課	令和八年三月三十一日から令和八年四月一日から十日まで	午前九時から午後四時三十分まで
山武市建設環境部都市整備課	令和八年三月三十一日から四月十四日まで	午前八時四十五分から午後五時まで
大網白里市都市整備課	〃	午前八時四十五分から午後四時三十分まで
山武郡九十九里町まちづくり課	〃	午前八時三十分から午後五時十五分まで

備考 縦覧期間は、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く日とする。

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

五五円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八